

事業主の皆さま ご利用ください!

Uターン者等 移転費用助成制度の概要

財団法人ふるさと鳥取県定住機構では、定住施策の一環としてUターン希望者の採用を支援するため、移転に係る費用を支給した事業主に対し、当該費用の助成を行い、事業主の負担の軽減を図ることとしております。



1 対象 事業主

2 条件

- (1) 県外から県内の事業所に移転就職する者(新規学卒者除く)を雇い入れる事業主
- (2) とっとり仕事・定住人材バンクシステムの求人登録を行っている事業主
- (3) 事業主が移転費用の全部又は一部を負担
- (4) 労働保険及び社会保険の適用事業所であって、所要の保険手続を完了している事業主

3 対象経費

事業主がUターン等就職者(同居の家族含)に対して直接移転に関わる経費として支払った次の経費(移転に係る事前経費を除く)。

- ◎ 鉄道費、船賃、航空賃、車賃及びこれに類する交通経費
- ◎ 住居移転に係る経費及び宿泊料等

4 助成額

移転前の居住地に応じ7~15万円 (ただし、事業主が負担した額が助成限度に満たない場合はその額)

助成金交付限度額

移転前居住地	左の地域に属する都道府県	限度額
北海道	北海道	150,000円
東北	青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県	140,000円
関東	東京都, 茨城県, 栃木県, 群馬県, 千葉県, 埼玉県, 神奈川県, 山梨県	130,000円
中部・北陸	新潟県, 富山県, 石川県, 福井県, 長野県, 岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県	120,000円
近畿	大阪府, 京都府, 滋賀県, 和歌山県, 奈良県, 兵庫県	90,000円
中国	島根県, 岡山県, 広島県, 山口県	90,000円
四国	徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県	100,000円
北九州	福岡県, 佐賀県, 長崎県	120,000円
南九州	熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県	130,000円
沖縄	沖縄県	150,000円
その他	上記のうち、移転前居住地から移転後居住地までの通常経路(陸路)が150km未満の地域	70,000円

5 申請期限

Uターン等就職者が現住所に移転した日、又は事業主がUターン等就職者へ移転費用を支払った日から2ヶ月以内



申請先

財団法人ふるさと鳥取県定住機構

〒680-0846 鳥取県鳥取市扇町7 鳥取フコク生命駅前ビル1F
TEL 0857-24-4740 FAX 0857-24-4736
E-mail tottori@furusato-tori.org
URL <http://furusato.tori-info.co.jp/>